月報私学

4

2022
VOL.292

中央こども園は、緑豊かな敷地の中に林や小川があり、この中で子どもたちがさまざまな経験・体験ができるように環境を整えています。また、本物の飛行機が設置してあるこども園として、地域のランドマークにもなっています。

写真提供　学校法人渡辺学園　中央こども園（長崎県長崎市）

CONTENTS

- 令和3年度　私立大学等経常費補助金　最終交付状況と配分方法の主な変更点 …… 2
- 令和4年度　電子証明書等の取り扱い …… 4
- 「令和4年度　学校法人基礎調査」のご案内 …… 5
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～　第14回 …… 6
- 「大学ポートレート(私学版)」のご利用案内 …… 8
- 加入者の適用にかかる改正／短期給付等事務にかかる標準報酬月額表の改正 …… 9
- 資格関係の報告内容の訂正／資格取得等の手続きは加入者が所属する学校で報告してください …… 10
- 育児休業期間中の掛金等の免除要件の見直し／掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い／「被扶養者認定申請書」は30日以内に提出してください／被扶養者の要件を再確認してください …… 11
- 療養費・家族療養費の請求手続き／福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長 …… 12
- 子ども医療費助成を届け出てください／令和4年度　団体信用生命保険料充当金率(住宅貸付)／加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき／様式用紙等の請求方法 …… 13
- 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付 …… 14
- 令和4年度　ガーデンパレス共済業務課主催　各種説明会 …… 15
- 私学共済制度のあらまし …… 16
- INFORMATION …… 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 …… 20

日本私立学校振興・共済事業団

令和３年度　私立大学等経常費補助金
最終交付状況と配分方法の主な変更点

助成部　補助金課

令和３年度私立大学等経常費補助金は、予算額２９７８億３５１５万３０００円（復興特別会計３億９６１５万３０００円を含みます）のうち、２９２５億４９６万６０００円を８５５校に対して交付しました。

このうち、一般補助は２７０３億６１１６万６０００円、特別補助は２２１億４３８０万円（復興特別会計を含みます）となっています（**表１、２**）。

配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

表１　令和３年度私立大学等経常費補助金　交付状況

区分		学校法人数 総数（A）	交付法人 法人数（B）	（B）/（A）	学校数 総数（C）	交付校 学校数（D）	（D）/（C）	補助金額 予算額	交付決定額
				%			%	千円	千円
一般補助	大学	571	544	95.3	622	581	93.4		256,371,918
	短期大学	98	91	92.9	303	272	89.8		13,782,965
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7		206,283
	計	670	636	94.9	928	855	92.1	275,611,000	270,361,166
特別補助	大学	571	526	92.1	622	553	88.9		20,560,571
	短期大学	98	86	87.8	303	262	86.5		1,570,635
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7		12,594
	計	670	613	91.5	928	817	88.0	22,224,153	22,143,800
合計	大学	571	544	95.3	622	581	93.4		276,932,489
	短期大学	98	91	92.9	303	272	89.8		15,353,600
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7		218,877
	計	670	636	94.9	928	855	92.1	297,835,153	292,504,966

表２　令和３年度私立大学等経常費補助金　特別補助交付状況

項目名	補助金額 対象（校）	交付額（千円）
Ⅰ　成長力強化に貢献する質の高い教育	778	6,449,715
Ⅱ　社会人の組織的な受入れ	166	364,011
Ⅲ　大学等の国際交流の基盤整備	128	1,923,883
Ⅳ　大学院等の機能の高度化	655	13,090,391
Ⅴ　東日本大震災からの復興支援〔復興特別会計〕	9	315,800
特別補助計	817※	22,143,800

※対象校の合計欄は実交付学校数

私立大学等改革総合支援事業

「Society５・０」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する事業です。

３年度の選定校数は２５７校（実数）でした（**表３**）。

タイプ１「『Society５・０』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

「Society５・０」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進します。

また、入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援します。

３年度は、73点以上（96点満点）、１１７校が選定されました。

タイプ２「特色ある高度な研究の展開」

社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進します。

３年度は、26点以上（53点満点）、42校が選定されました。

表３　私立大学等改革総合支援事業　選定状況

区分		大学 申請校数	大学 選定校数	大学 選定率	短期大学 申請校数	短期大学 選定校数	短期大学 選定率	高等専門学校 申請校数	高等専門学校 選定校数	申請校数計	選定校数計	選定率	得点（点） 満点	得点（点） 選定点
タイプ１【『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開】		388	84	22%	165	33	20%	1	0	554	117	21%	96	73
タイプ２【特色ある高度な研究の展開】		81	40	49%	7	2	29%	0	0	88	42	48%	53	26
タイプ３【地域社会への貢献】	（地域連携型）	155	54	35%	37	7	19%	0	0	192	61	32%	53	33
	（プラットフォーム型）	130	78	60%	45	23	51%	0	0	175	101	58%	共通　70 個別　47	共通　48 個別　23
タイプ４【社会実装の推進】		90	49	54%	7	0	0%	0	0	97	49	51%	58	41
延べ数		844	305	36%	261	65	25%	1	0	1,106	370	33%	－	－
実数計		431	207	48%	178	50	28%	1	0	610	257	42%	－	－

タイプ３「地域社会への貢献」
（地域連携型）

地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援します。

３年度は、33点以上（53点満点）、61校が選定されました。

（プラットフォーム型）

大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します。

３年度は、101校が選定されました。

タイプ４「社会実装の推進」

産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。

３年度は、41点以上（58点満点）、49校が選定されました。

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

（一般補助）

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1％を乗じた額について、２億5000万円を上限として増額しました。

（特別補助）

タイプごとの得点に応じた額を増額しました。

当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ〔教育▼大学・大学院、専門教育▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連▼私立大学等改革総合支援事業〕をご覧ください。

一般補助

授業目的公衆送信補償金制度に係る支援

私立大学等において著作権法第35条の規定に基づく授業目的公衆送信を行う場合は、当該大学等において授業目的公衆送信を利用する学生数に、同法104条の13により文化庁長官の認可する授業目的公衆送信補償金の額を乗じた額を増額しました。

ただし、補助金算定の基礎となる学生数を限度とし、増額は、同法104条の11に規定する指定管理団体に支払う実支出額を限度とします。

「教育の質に係る客観的指標」による増減率の強化

各大学等が行う教育の質に係る客観的指標に応じた増減率について、メリハリある配分を強化するため、従前のプラス５％～マイナス５％を、プラス６％～マイナス６％に変更しました。

また、学校法人における自主的・自律的なガバナンスの改善を推進するため、ガバナンスコードにかかる項目を設定しました。（**図１**）

図１

【令和２年度】

区分	補正方法
1. 全学的チェック体制	39点~41点……＋5% 37点~38点……＋4% 35点~36点……＋3% 33点~34点……＋2% 29点~32点……＋1% 24点~28点……0% 19点~23点……▲1% 15点~18点……▲2% 11点~14点……▲3% 6点~10点……▲4% 0点~5点……▲5%
(1)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえた取組の点検・評価	
(2)全学的な教学マネジメント体制の構築	
(3)IR機能の整備	
(4)情報の公表	
2. 教職員の質的向上等体制	
(1)FD組織の設置及び実施	
(2)SDの取組状況	
(3)教員の教育面における評価制度	
3. カリキュラムマネジメント体制	
(1)履修系統図の作成またはナンバリングの実施	
(2)GPA制度の導入、活用	
(3)準備学修に必要な時間等のシラバスへの明記	
(4)初年次教育の実施	
4. 学生の学び質保証体制	
(1)学生の学修時間・学修行動の把握	
(2)学生の学修成果の把握	
(3)学生による授業評価結果の活用	

【令和３年度】

区分	補正方法
1. 全学的チェック体制	41点……＋6% 39点~40点……＋5% 37点~38点……＋4% 35点~36点……＋3% 33点~34点……＋2% 31点~32点……＋1% 26点~30点……0% 24点~25点……▲1% 21点~23点……▲2% 17点~20点……▲3% 12点~16点……▲4% 6点~11点……▲5% 0点~5点……▲6%
(1)ガバナンスコードの遵守	
(2)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえた取組の点検・評価	
(3)全学的な教学マネジメント体制の構築	
(4)IR機能の整備	
(5)情報の公表	
2. 教職員の質的向上等体制	
(1)FD組織の設置及び実施	
(2)SDの取組状況	
(3)教員の教育面における評価制度	
3. カリキュラムマネジメント体制	
(1)履修系統図の作成またはナンバリングの実施	
(2)GPA制度の導入、活用	
(3)準備学修に必要な時間等のシラバスへの明記	
(4)初年次教育の実施	
4. 学生の学び質保証体制	
(1)学生の学修時間・学修行動の把握	
(2)学生の学修成果の把握	
(3)学生による授業評価結果の活用	

「情報の公表の実施状況」による増減率の見直し

学校施設の耐震化を促進するため、従来の「耐震化率」の公表に、耐震化率が100％未満であった場合、耐震化率の達成目標値及び耐震化完了予定年度等を追加しました。

また、法令等においてすでに公表を求められている内容について、文言等を整理しました。

特別補助

新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組支援

新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、学生に質の高い教育環境を提供し、「新たな日常」に向けた教育研究・大学運営に取り組む大学等を支援しました。

次の各取組を実施する大学等について、取組内容に応じ増額しました。

①感染症対策の強化（1000千円）

パーテーション等の設置や体温測定などの感染予防のための対応及び感染者発生時の対応など、感染症対策の強化に資する取組

②新たな日常に向けた教育研究・大学運営の取組

ア　学生が選択できるハイブリット型授業の実施、図書館の利便性向上、障害のある学生への追加支援など、学修支援体制強化に資する

取組（１２０千円）
イ　カウンセリングや就職などの学生相談窓口体制の強化や経済困難な学生に対するサポート体制の構築など、学生支援の強化に資する取組（１２０千円）
ウ　地域病院や地方行政と連携し、感染症に関する教育研究拠点を形成するなど、大学の教育研究力の活用等による積極的な地域貢献に資する取組（２３０千円）
エ　テレワーク実施体制の整備など、大学運営の高度化に資する取組（１２０千円）

私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実

ＡＩ戦略等を踏まえ、すべての学生が一定の数理・データサイエンス・ＡＩを習得することが可能となるよう、①から③の各取組を実施する大学等について、取組内容に応じ、増額しました。
①社会における実課題や実データを活用する実践的な教育など、先進的な取組みを実施する大学等（６０００千円）
②数理・データサイエンス・ＡＩ教育を実践し、他大学等への普及を目的として講演やワークショップ、ＦＤ活動等の普及活動を実施する大学等（３０００千円）
③外部団体が実施する講演やワークショップ、ＦＤ活動等に参加し、その内容に基づき、数理・データサイエンス・ＡＩ教育の導入や改善・拡充を図る大学等（２００千円）

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼私立大学等経常費補助金〕をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　補助金課
私立大学等改革総合支援事業
補助金第一係
☎０３（３２３０）
７３００～７３０３
一般補助
補助金第二係
☎０３（３２３０）
７２９９・７３０４～７３０７
特別補助
特別補助第一係
☎０３（３２３０）
７３０８～７３１１
特別補助第二係
☎０３（３２３０）
７３１２～７３１４・７３２４
Ｅメール　hojokin@shigaku.go.jp

令和４年度　電子証明書等の取り扱い

システム管理室

●電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは、不正アクセス等により情報の流出や改ざんが起こらないよう、十分配慮したものとなっています。

そのため「基礎調査票ｅ－マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。

電子証明書等の不適切な取り扱いによっては、情報の流出や改ざんにつながる可能性があることから、次の２点にご注意ください。

①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末のみにインポートしてください。
②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

●令和４年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。

また、パスワードは、電子証明書とは別に送付します。送付するパスワードは電子証明書をインポートする際にご利用いただけますが、**４月中にログインする場合は、令和３年度の旧パスワードをご使用ください。**新しく送付したパスワードでログインできるのは**令和４年５月から**となります（詳細はマニュアルをご覧ください）。

今回送付する電子証明書
◆親認証◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「基礎調査票ｅ－マネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートした端末から「基礎調査票ｅ－マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票ｅ－マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

※学校法人基礎調査における**「法人番号」**とは、**学校法人ごとに私学振興事業本部で指定する６桁の番号**です。
※電子証明書等は１年間使用しますので、大切に保管してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
システム管理室
☎０３（３２３０）７２８６～７２８８
Ｅメール　system-k@shigaku.go.jp

助成業務

「令和４年度　学校法人基礎調査」のご案内

私学経営情報センター　私学情報室

私学事業団では、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として令和４年４月に「令和４年度　学校法人基礎調査」を実施します。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票ｅ－マネージャ」（以下「ｅ－マネージャ」といいます）により実施します。調査に関連するご案内は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼学校法人ポータルサイトへ（画面右上）〕に随時掲載しますので、ご参照ください（**下図**）。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用します。調査目的以外に使用することはありません。

「ｅ－マネージャ」を利用した提出

電子認証により「ｅ－マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、ご提出ください。

なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「ｅ－マネージャ連絡用掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「ｅ－マネージャ」のメリット

①認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に十分配慮されています。
②複数の部署で同時に作業が可能です。
③インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業が可能です。
④「ｅ－マネージャ」をご利用の際にインポートした認証（親認証）により、学校経営のための分析資料出力や、『今日の私学財政』を閲覧することができる「私学情報提供システム」をご利用いただけます。

システム環境等により「ｅ－マネージャ」をご利用になれない場合は、私学情報室までご相談ください。

決算書のご提出をお願いします（大学法人～小学校法人の皆様へ）

本調査票のご提出に併せて、令和３年度の「決算書（写）」、「独立監査人の監査報告書（写）」、「収益事業の決算書（写）」を各１部、私学情報室宛てにご送付ください。

例年、「独立監査人の監査報告書（写）」、「収益事業の決算書（写）」の提出漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認、統計分析資料作成における貴重な資料となっています。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

図　「ｅ－マネージャ」閲覧方法

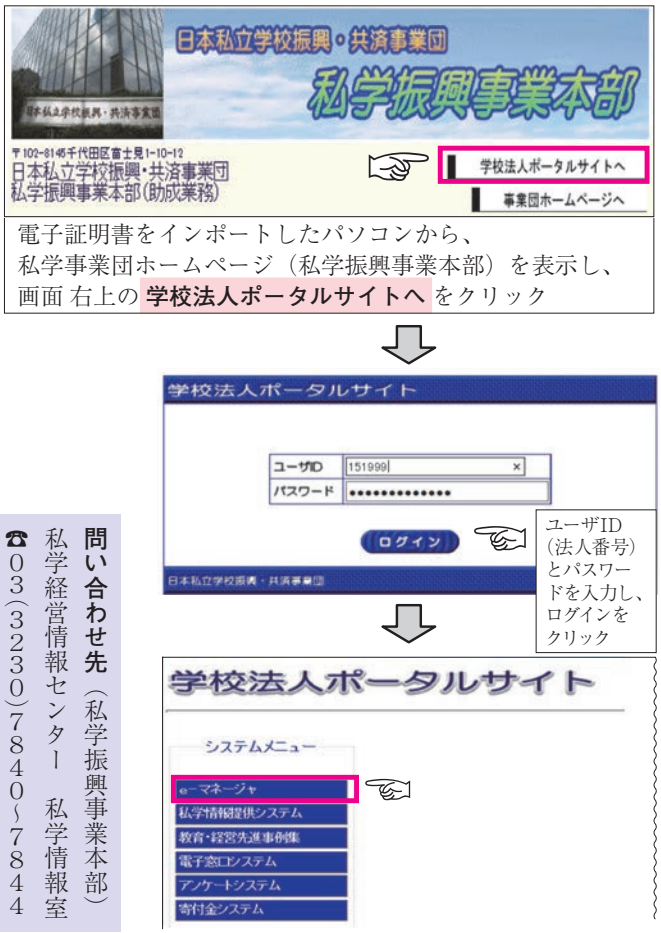

決算書送付先
〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団
私学情報室

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、令和４年１月に実施した納付金調査にご協力いただき、ありがとうございました。引き続き、基礎調査へのご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7840～7844
Eメール　k-chousa@shigaku.go.jp

学校訪問記～未来に向かって～第14回

シリーズ

知識集約型社会で活躍できる人材の育成
～「ひらめき・こと・もの・ひと」づくりプログラム～

学校法人五島育英会　東京都市大学

～東京都市大学～

東京都世田谷区の南側、東急大井町線の尾山台駅からまっすぐに進むこと12分、多摩川からほど近い、閑静な住宅街の真ん中に東京都市大学世田谷キャンパスはあります。

東京都市大学は、１９２９年に創立した武蔵高等工科学校（武蔵工業大学の前身校）を起源とします。２００９年には武蔵工業大学と東横学園女子短期大学を統合し、現在の東京都市大学となったと同時に付属校も名称変更し東京都市大学グループとなりました。

東京都市大学世田谷キャンパスの校舎

同大学は、創立時に独立自主への希望にあふれた学生たちが掲げた、夢と希望のシンボル「『公正』、『自由』、『自治』」を建学の精神とし、都市研究の総合大学として教育研究活動を展開しています。

●プログラムの概要

東京都市大学では今年度、「価値を創造できる次世代の『社会変革のリーダー』、ゲームチェンジ時代の『製造業を切り拓く人材』」を目指す新しい教育プログラム、「ゲームチェンジ時代の製造業を切り拓く『ひらめき・こと・もの・ひと』づくりプログラム」を、理工学部の３学科（機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科）の学生３８０名のうち、１００名を対象に始動しました。

現在、日本の製造業は低落化しており、世の中ではＳｏｃｉｅｔｙ５・０、ＩｏＴの発達、遠隔授業など、さまざまなことが変わりつつあるゲームチェンジ時代を迎える中で、分野ごとに個別最適解を得る伝統的工学教育は転換期を迎えていると同大学は考え、製造業の復活と知識集約型社会で活躍できる人材の育成を目指し、新プログラムを導入しました。

同プログラムでは、目指す人材像を育成するため、授業科目のスリム化及び教育課程の枠組みを、「ＡＩ・ビッグデータ・数理データサイエンス」、「ひらめきづくり」、「ことづくり」、「ものづくり」、「ひとづくり」という新しい科目群に再構成し、各科目群間でのつながりを重視した統合的学びを展開しています。

構築に当たっては、工学の中では伝統的に、科目分野の内容がほぼ固まっている機械、電気の学問体系に、新しい教育カリキュラムを掛け合わせることや、資格関係の授業等、各学科で削ることのできない授業と調整をしながら卒業要件単位数を満たさなければならないといった苦労もありました。

なお、カリキュラムの構成においては分野融合（従来の専門科目）の枠が減少していますが、これは専門性を軽視しているわけではなく、同大学のこれまでの工学教育の伝統を礎に、従来の専門基礎科目に文理横断等の新たな要素を両立させた理想的な人材育成プログラムを具現化した結果です。

同プログラムは、学長のリーダーシップの下、教育改革を進めるための取り組みを立案・実行する独自の組織「教育開発機構」を中心に教職協働で展開し、目指す人材像を達成しつつ、学生が所属する学科での人材育成目標も達成できるように設計しています。

また、専属のコーディネーターと学修アドバイザーによる、各科目の運営サポートや学生への相談対応等を行い、相談結果を同機構にフィードバックし、新たな改革につなげています。このような配慮もあり、初年度から募集人数を超える学生数でスタートした、大変人気のあるプログラムとなっています。

カリキュラム構成

●プログラムでの学び

同プログラムでは、社会課題を与えられて、解決するということではなく、自ら探究、解決することを重要視しています。

ＡＩ・ビッグデータ・数理データサイエンス、ＰＢＬを柱にひらめきづくり、ことづくり、ものづくり、ひとづくりを連携させた統合的学びを展開し、次のような力を身につけていきます。

・AI・ビッグデータ・数理データサイエンス

データを正しく分析する力や予測を組み立てるデータ技術を身につけます。

・ひらめきづくり

アイデアソン（特定のテーマについてチームごとにアイデアを出し合い、問題解決を図る）、ハッカソン（プログラマーなどがチームを組み、アイデアや開発したものの成果を競い合う）を通しアイデアを生み出す力を身につけます。

・ことづくり

社会連携やSDGsの思考を学び、物語や流行を生み出す力を身につけます。

・ものづくり

専門技術を固め、知識やアイデアを形にする力を身につけます。

・ひとづくり

複合的な社会課題を解決するための学びやグローバル社会に対応するための英語教育を行い、共創力や判断力を身につけます。

・PBL

「SD PBL」（〈Sustainable Development Project organized Problem Based Learning〉接続可能な社会の発展に資する人材育成という同大学の教育目標のためのオリジナルなPBL）では、普段の授業で学んだそれぞれの知識を統合的に活用する実践の場として、自ら課題を発見・解決する力を身につけます。また、「Next PBL」ではSD PBLでの学びに産学連携への意識を加え、社会にどう生かせるかを考えていきます。

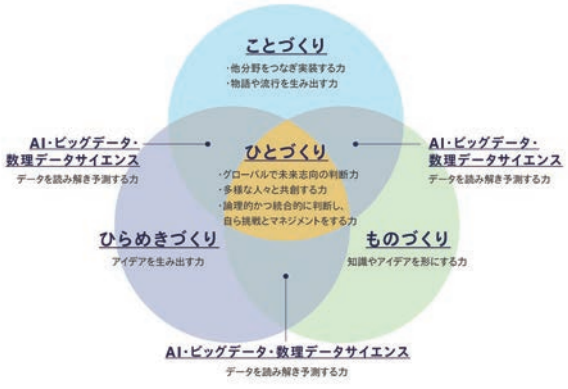

新プログラムでの学び

●施設整備とプログラム

同大学は2029年に創立100周年を迎えるに当たり、中長期計画「東京都市大学アクションプラン2030」の一環として行う校舎等の新築事業を2019年から行っていますが、同プログラムのコンセプトにも合うよう展開しています。

例えば、部屋の間仕切りをなくし、オープンスペースとすることで、隣の研究室や先生、他の学部とも一緒に交流できるようにすることや、共有のPBLの教室を設置し、プレゼンテーションなどが自由にできるようにするなど、プログラムとうまく組み合わせた整備を行うことで、新たなシナジー創出を果たしていきます。

●プログラムの今後

今後、同プログラムでは分野融合の枠に「くらしづくり」を新設します。

同大学では七つの学部を設置していますが、ものを作るだけではなく、くらしと連動することが大切との認識から理工学部全学科、そして、全学展開の際にはくらしづくりを導入し、統合的学びをさらに深めます。

現在の分野融合は、理工学部3学科による、ものづくり（機械・電気の融合）に留まりますが、全学部への展開の際には、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部をものづくりによる科目群、環境学部、メディア情報学部、都市生活学部、人間科学部をくらしづくりによる科目群の二つに分け、それぞれの科目群の授業を両方学ぶことができるようにします。

例えば、ものづくりの科目群に所属している学部の学生は、ものづくりの科目群の科目をメインに一部くらしづくりの科目群の科目も学びます。同様に、くらしづくりの科目群に属している学部の学生は、くらしづくりの科目群の科目をメインに一部ものづくりの科目も学びます。

これにより、どの学部に所属していても、ものづくりとくらしづくりの両方を学ぶことができ、ものとくらしの連動による、幅広い教養と深い専門性を両立した人材の育成を進めていきます。

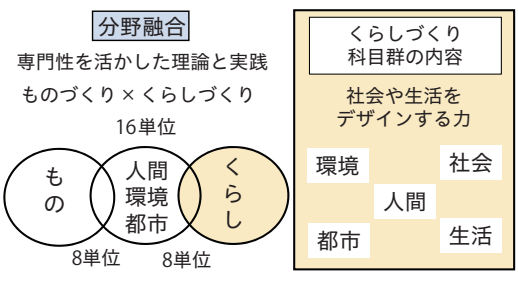

くらしづくりでの学び

●取材を終えて

東京都市大学の「ゲームチェンジ時代の製造業を切り拓く『ひらめき・こと・もの・ひと』づくりプログラム」は、これからの知識集約型社会で活躍するために必要な力を得ることのできる先進的なプログラムです。

同大学の伝統ある工学教育カリキュラムを敢えて改編し、当該プログラムを実現させたところに、学園の強い思いが感じられます。

変わりゆく社会の中で、プログラムを履修した学生たちがこの先10年後、15年後にどのような人材になっているのか、また、身につけた力が社会でどのように生かされているのか。今後の動向が非常に興味深い取り組みであると感じました。

（取材）私学経営情報センター

生徒の「好き」や「なりたい」をかなえるために

「大学ポートレート（私学版）」のご利用案内

私学経営情報センター　私学情報室

「大学ポートレート（私学版）」は、偏差値による大学選びではなく、生徒の「好きなこと」や「なりたい職業」などの興味や目的で大学選びができるウェブサイトです。

今まで知らなかった大学・短期大学（以下「大学等」といいます）と出会うこともできるので、高校生の進路選択支援・キャリア教育の導入段階での活用におすすめです。

●「大学ポートレート（私学版）」とは

「大学ポートレート（私学版）」は、私立の大学等が、特色やその特色を実現するために実践している教育研究の取り組みを、高校生や保護者、進路指導担当者などに広く発信することで、各学校の魅力・強みをより一層社会に伝える場として作られました。

令和4年3月1日現在、全国の95％を超える867校の私立大学等が参加しています。

●大学等のホームページとの違い

大学等は自校のホームページ上で、教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くまでに時間を要することがあります。

これに対して、「大学ポートレート（私学版）」では、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることができます。

また、統一されたフォーマットは各大学等の特長を把握しやすいことから、自分に合った大学選びができます。

●掲載している情報

アドミッションポリシー、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報について、大学等が自ら入力した信頼できる内容を掲載しています。

このうち、特色については、各大学等が最大三つに厳選して、その「内容」、「特色の目的」、「特色を実現するための主な取組」を組み合わせて掲載しています。

「特色の目的」については、一つの特色につき、「学びの質の向上」や「就職支援」、「汎用的な力の習得」など9種類から最大三つを選択し、この特色がどのような目的を持っているのかを表しています。

また、「特色を実現するための主な取組」については、「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」などの46種類の「取組」から、この特色を実現するために行われている主なものを最大三つ選択し、具体的な内容や目標などについても掲載しています。

これらを組み合わせ、私学ならではのさまざまな魅力・強みが「大学ポートレート（私学版）」で表現されています。

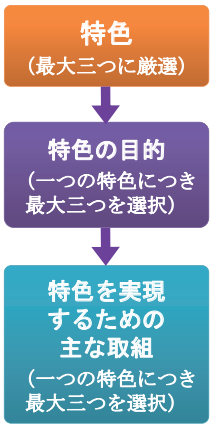

●検索方法

【目的別検索】

学校名、所在地の他、取得可能な資格、学問領域、特色の目的、取組などを条件として検索できます。

【フリーワード検索】

興味のあることや学びたいこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索できます。

●授業での活用例

一人一台の端末を使用する「GIGAスクール構想」との相性が良く、「総合的な探求の時間」などの機会に、ワークシートを用いて興味のある大学等を調べ、グループで発表するなど、さまざまな進路選択支援・キャリア教育に活用することができます。

実際に授業で活用した高校生からの感想をご紹介します。

◆高校生からの感想◆

○どの大学も情報が**同じ配置で表示されていて**各大学を比較しやすかった。

○**学生支援の内容や大学の特徴がわかりやすく**、今まで大学のホームページでしか見たことがなかったので、自分が**得られなかった情報を得ることができて心強かった。**

○大学のホームページで調べるときは、学部や入試情報ばかり気になってしまい、その**大学の特色や学生数、どんな経緯で設立されたのか**という基本的なことはわからないまま、どこの大学に行こうと考えていたので、いまいち現実感がなかったけれど、**大学ポートレートを使ってみて、なんとなくイメージが湧くようになった。**

ぜひ、「大学ポートレート（私学版）」を生徒・保護者にご紹介いただき、進路選択支援・キャリア教育の新たなツールの一つとしてご活用ください。

大学ポートレート（私学版）
https://up-j.shigaku.go.jp/

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7852～7854
Eメール　portrait@shigaku.go.jp

加入者の適用にかかる改正

令和４年10月１日から

業務部　資格課

厚生年金の適用除外要件の見直し

現行、２か月以内の期間を定めて雇用される人や、季節的・一時的業務に使用される人等、臨時に雇用される人で、雇用関係の実態が常用的でかつ、所定の契約期間経過後も引き続き雇用される場合は、契約期間終了日の翌日から常用的使用関係になったとして加入者となることとされています。

●改正内容

２か月以内の期間を定めて雇用される人であっても、常態的に継続して雇用される見込みがある場合は、**当初の契約期間開始日から厚生年金が適用されます。**

被用者保険にかかる短時間労働者への適用拡大

被用者にふさわしい社会保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない被用者保険制度とする等の観点から、短時間労働者の適用について段階的（４年10月、６年10月）に見直しを行い、その適用拡大が図られます。

●改正内容

⑴現行、学校法人等単位で「５００人を超える」規模とされていますが、「１００人を超える」規模に引き下げられます。

⑵短時間労働被保険者の要件から「雇用期間が継続して１年以上見込まれること」が削除されます。これにより、通常の労働者と同様に「２か月を超える（超えることが見込まれる場合を含みます）こと」が要件となります（前記参照）。

●短時間労働加入者となる要件

次の①～⑤のすべてに該当するときに短時間労働加入者となります。

①週の所定労働時間が20時間以上であること

②賃金の月額が８万８０００円以上であること

③**２か月を超える雇用の見込みがあること**

④学生でないこと

⑤70歳未満の通常の加入者数が**１００人を超える学校法人等であること**（「特定学校法人等」といいます）

注　要件③の改正により、すでに特定学校法人等である学校法人等についても、４年10月１日時点で該当する教職員がいる場合は、短時間労働加入者として資格取得報告が必要となります。

短期給付等事務にかかる標準報酬月額表の改正

令和４年10月１日から

業務部　資格課

短期給付等事務にかかる標準報酬月額表が**表**のとおり改正されます。

これにより、加入者の年金等給付と短期給付等事務における標準報酬月額の等級にずれが生じることになります。

この改正に伴う短期給付の等級変更については、10月中旬に学校法人等宛てに「確認通知書」を送付する予定です。加入者用「確認通知書」は、加入者に配付してください。

なお、年金等給付（厚生年金及び退職等年金給付（新３階年金））にかかる標準報酬月額表に変更はありません。

表　短期給付等事務にかかる標準報酬月額表

【改正前】

標準報酬月額の等級 短期・年金	標準報酬月額	報酬月額
1	88,000円	93,000円未満
2	98,000円	93,000 円以上　101,000 円未満
3	104,000円	101,000 円以上　107,000 円未満
4	110,000円	107,000 円以上　114,000 円未満
5	118,000円	114,000 円以上　122,000 円未満
6	126,000円	122,000 円以上　130,000 円未満
7	134,000円	130,000 円以上　138,000 円未満
8	142,000円	138,000 円以上　146,000 円未満

⋮

【改正後】

標準報酬月額の等級		標準報酬月額	報酬月額
短期	年金		
1	1	58,000円	63,000円未満
2		68,000円	63,000 円以上　73,000 円未満
3		78,000円	73,000 円以上　83,000 円未満
4		88,000円	83,000 円以上　93,000 円未満
5	2	98,000円	93,000 円以上　101,000 円未満
6	3	104,000円	101,000 円以上　107,000 円未満
7	4	110,000円	107,000 円以上　114,000 円未満
8	5	118,000円	114,000 円以上　122,000 円未満

⋮

※短期…短期給付、福祉、介護掛金にかかる等級
※年金…加入者保険料、退職等年金給付掛金にかかる等級

資格関係の報告内容の訂正

業務部　資格課

●加入者証等が届いたとき

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日に誤りのある加入者証等は、医療機関等で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容の誤りが判明した場合は、速やかに訂正の手続きをしてください。

●訂正や取り消し報告の注意事項

- 提出した書類の報告内容に誤りが判明した際は、その書類にかかる確認通知書が届いてから、訂正等の届け出をしてください。
- 所属学校等変更報告を取り消して資格喪失する場合は、後任校からの取り消しを確認後に前任校から「資格喪失報告書DL」を提出してください。
- 加入者証等の記載事項に関する変更・訂正は、処理後に正しい加入者証等を交付します。以前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- 加入者住所の変更・訂正は、新しい加入者証等を交付しません。本人が住所欄を修正・変更してください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	「資格取得報告等の取下げ申出書 DL」 ※所属学校等変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	「資格喪失報告の取下げ申出書 DL」
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	「加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL」
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	「加入者異動報告書 DL」
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	「被扶養者異動報告書 DL」
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	「被扶養者認定日・取消日等訂正申出書」 ※資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	「被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書」 ※資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	「報酬月額訂正申出書 DL」
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	「賞与等訂正申出書 DL」
基礎年金番号の報告を訂正するとき	「基礎年金番号の報告の訂正」（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	「マイナンバー更新連絡票 DL」

○報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

資格取得等の手続きは加入者が所属する学校で報告してください

業務部　資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者番号を付番しています。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属学校に誤りのないよう注意してください。

●都道府県補助金への影響

加入者保険料には、都道府県から補助金を受けています。ただし、補助金は、都道府県によって対象となる学種や補助率などが異なります。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書DL」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

※DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

育児休業期間中の掛金等の免除要件の見直し

令和4年10月1日から

業務部　掛金課

現在、月の末日に育児休業等を取得している場合、当月の報酬及び末日を含む月に支給された賞与等にかかる掛金等が免除されます。一方、月をまたがず育児休業等を取得した場合は、休業日数にかかわらず掛金等免除の対象となりません。今回の改正では次の点が変更・追加されます。

報酬等にかかる掛金等

これまでどおり月末に休業している場合、その月分の報酬分掛金等は免除されます。さらに、月をまたがず、**同月内に開始日と終了日のある育児休業等を取得した場合も、2週間以上の期間があれば、その月の報酬にかかる掛金等が免除対象となります。**

賞与等にかかる掛金等

育児休業期間が1か月を超える場合のみ免除対象となります。

例えば、6月15日から7月14日まで休業の場合は、ちょうど1か月のため免除対象外です。6月15日から7月15日まで休業した場合は、1か月を超えるため、6月支給の賞与等にかかる掛金等が免除になります（これまでと同様、7月支給の賞与等は免除対象外）。

免除対象となる育児休業等

原則、1回しか取得できなかった育児休業が、分割して2回まで取得できるようになります。また、「出生時育児休業」（いわゆる男性版産休）が新設され、出産日から8週間以内に、最大4週間（2回に分割可能）まで取得することができます。「出生時育児休業」では、労使の合意があれば事前に調整した範囲内で就業することも可能です。これにより、男性は最大で4回の育児休業等が取得でき、いずれも条件を満たせば掛金等免除の対象となります。

届出用紙の変更

見直しに伴い「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書DL」の書式を変更します。新用紙には、「育児休業」及び「出生時育児休業」それぞれ2期間分の記入欄が設けられます。

10月以降に産前産後休業又は育児休業等掛金等免除を申請する場合は、新用紙を使用してください。

新用紙や届出方法等の詳細は、本誌6月号及び私学共済ホームページ等でお知らせします。

掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い

業務部　掛金課
福祉部　貯金・貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等を翌月末日までに私学事業団に納付することが法令で定められています。また、掛金等は税金と同様の取り扱いとなることから、万一、納期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがあります。掛金等は納期限までに納付してください。

●口座振替をご利用ください

毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、口座振替（自動引き落とし）を利用してください。安全、確実で手数料もかかりません。

納付忘れ等の心配がなく、法人等確認書類も不要で便利です。手続きに必要な「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（**注1**）」（掛金等と貸付金の定期償還は別用紙）は、本事業団又はガーデンパレス共済業務課までFAXで請求してください。

注1　用紙の「金融機関確認」欄に取引金融機関の確認印がなくても受け付けます。金融機関への手続きは、本事業団が行いますので、学校法人等で必要事項を記入のうえ本事業団に提出してください。

注2　積立貯金は口座振替ができませんので注意してください。

「被扶養者認定申請書」は30日以内に提出してください

業務部　資格課

加入者の資格取得と同時に被扶養者を申請する場合や、被扶養者となる要件を備えたことにより申請する場合は、要件を備えた日から**30日以内**に「被扶養者認定申請書」を提出してください。**30日を過ぎて提出した場合は、私学事業団で申請書を受け付けた日からの認定となります。**

加入者が資格取得する際は、被扶養者の有無を確認し、資格取得日から30日以内に申請してください。

被扶養者の要件を再確認してください

業務部　資格課

被扶養者が就職した、収入が増加した、同居が要件である人が別居した等、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書DL」を提出してください。

後日、要件を欠いていたことが判明すると、遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費等の返還が生じます。

4月は異動が多い時期ですので、手続きが遅れないよう注意してください。

療養費・家族療養費の請求手続き

業務部　短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガで医療機関等を受診したときは、加入者証等を使って保険診療を受けると、医療機関等の窓口での自己負担額は、原則3割となります。

ただし、加入者や被扶養者が**表**のようなやむを得ない事情により保険診療を受けることができず、医療費等の全額を支払った場合は、療養費又は家族療養費として請求することができます。

特に4月は、新規資格取得や被扶養者の認定が多く、**表**の事由による療養費・家族療養費の請求が例年多く発生しています。

請求の際は、手続き方法や必要な添付書類などに注意してください。

●請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等宛てに通知及び送金しますので、加入者に渡してください。必要な書類は次のとおりです。

- **「療養費・家族療養費等請求書」DL（すべての給付事由に共通の請求用紙です）**
- **給付事由に応じた表の添付書類**

詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」を参照してください。

表　問い合わせの多い給付事由

	給付事由	添付書類
年度始めに多い問い合わせ	資格取得手続き中や、被扶養者認定申請手続き中により加入者証等が手元になく、やむを得ず医療機関等の窓口で一旦医療費を全額支払ったとき	•「診療報酬（医科・歯科・調剤）領収済証明書 DL」 又は •「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 •医療機関等が発行した「領収書（原本）」
	以前加入していた健康保険等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険等から返還を求められ、返還したとき	•以前の健康保険組合等に返還した際の「領収書（原本）」 •以前の健康保険組合等から交付された「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 ➡**「診療報酬明細書（レセプト）の写し」は、開封厳禁の封筒に入った状態で交付されますので、開封せずに添付してください。**
その他よくある問い合わせ	医師の指示により治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視用治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製・購入したとき	•治療上必要と認めた医師の「意見書」又は「指示書」等 •治療用装具を購入した際に発行された「領収書（原本）」 ➡**装具の種類、単価、担当した義肢装具士名等の記載があるもの** •靴型の治療用装具を購入した場合のみ、「靴型装具写真貼付台紙 DL」 ➡**作製した靴型装具の写真を撮影し、台紙に貼り付けて添付してください。**
	はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき	•当該施術を必要とする医師の「同意書」 •「療養費支給申請書」 ➡**施術の内容、施術日、１回当たりの施術料等の記載及び施術にかかる料金を領収した旨の記載があるもの。領収した旨の記載がない場合は、「領収書（原本）」の添付が必要です。**
	旅行等で海外に滞在した際に、医療機関等を受診したとき （治療目的で渡航した場合は対象外）	•「海外診療報酬（医科・歯科）明細書 DL」及び翻訳文 ➡**医療機関等による記載及び証明が必要です。渡航の際にはあらかじめ用紙をダウンロードし、持参することをお勧めします。** •「外国診療記録書 DL」 •パスポートの写し又は出入国証明書等、受診者の氏名や治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの •「調査に関わる同意書（海外療養費）DL」 ➡**提出された書類に基づき、受診した医療機関等に確認を行う場合があります。**

●注意事項

- 「療養費・家族療養費等請求書 DL」は、受診者、受診月（暦月ごと）及び医療機関等ごとに作成してください。
- 必要に応じて**表**以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。

福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部　短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における加入者及び被扶養者の一部負担金免除は、**令和4年3月1日以後も引き続き行います。**

免除を受けることができる期限
⬇
5年2月28日まで

●免除対象者

帰還困難区域及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等に居住する（していた）加入者等

※標準報酬月額が53万円以上に該当する加入者

●免除要件や申請手続き

詳細は、私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕をご覧いただくか、短期給付課までお問い合わせください。

子ども医療費助成を届け出てください

業務部　短期給付課

被扶養者である子が地方自治体（市区町村）の「子ども医療費助成」の対象となっている場合は、家族療養費付加金等と調整されますので、私学事業団に連絡してください。

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときに、被扶養者の場合は家族療養費付加金及び高額療養費等の給付金を支給しています。

一方で、私学共済制度とは別に、加入者等が住んでいる市区町村によっては、子どもに対して「子ども医療費助成」を実施し、自己負担額の免除又は軽減を行っている場合があります。

本事業団は、医療機関等から提出される診療報酬明細書（自己負担額以外の医療費の請求書）に基づき受診した人の自己負担額や給付金の計算を行っています。しかしながら、診療報酬明細書から「子ども医療費助成」を利用して窓口の自己負担額が免除又は軽減されている情報を確認できないことがあります。このため、**家族療養費付加金等の給付金を誤って支給し、後日、給付金の返還をお願いする事象が多く発生しています。**

誤った支給を防ぐため、「子ども医療費助成」の適用情報を本事業団が登録することにより、給付金との調整が行えます。

ついては、被扶養者である子が「子ども医療費助成」の適用を受け、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額が免除又は軽減される場合は、**本事業団に電話又は「医療費助成資格（登録・終了・変更・更新）届書」等で連絡してください。**

●届け出が不要な場合もあります

市区町村によっては、「子ども医療費助成」の適用を受けていても、一旦は医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったうえで、後日、市区町村の窓口で手続きをする必要があります。この場合は市区町村が給付金との調整を行いますので、本事業団への届け出は必要ありません。

また、医療機関等から提出される診療報酬明細書に「子ども医療費助成」の情報を記載する市区町村もあります。この場合も届け出は不要です。

届け出が必要かどうかの詳細は、私学共済ホームページ〔短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼市区町村等の医療費助成を受けているとき〕を参照してください。

令和4年度 団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）

福祉部　貯金・貸付課

加入者が負担する令和4年度の団体信用生命保険料充当金率は、3年度と同じく貸付金残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月15日（火）に個人別の「保険料充当金変更通知書」（3年度末の貸付金残高を基に算出した充当金額）を発送しましたので確認してください。

加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき

福祉部　貯金・貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは、再雇用等により加入者資格を喪失しない場合であっても、住宅貸付の未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。学校法人等で「退職手当支給証明書（支給予定報告書）」を作成し、提出してください。

退職手当等を支給する場合は、住宅貸付以外の借受人であっても、将来の負担を軽減するために、任意償還を勧めてください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター　相談班

様式用紙等は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕から内容（分類）別又は用紙名（五十音順）で検索し、ダウンロードすることができます。また、一部のダウンロードできない用紙は、掲載しているFAX請求用フォーム又は任意の用紙に①学校名　②学校記号番号　③郵便番号・送付先住所　④連絡先電話番号　⑤担当者名　⑥用紙名（様式番号は不要）　⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。

なお、様式用紙等は変更となることがありますので、必要枚数を請求してください。

請求先		様式用紙等の請求専用FAX番号
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581
広報相談センター相談班		03(3813)1081

「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付

広報相談センター　相談班

ねんきん定期便

年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の各年齢到達月に送付しています。

「ねんきん定期便」が届きましたら対象者に配付をお願いします。

●「ねんきん定期便」の種類

1　毎年通知（50歳未満と50歳以上の2種類）

直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、加入月数及び年金見込額（※）を記載

2　節目年齢通知（35・45歳と59歳の2種類）

過去のすべての標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、経歴等、加入月数及び年金見込額（※）を記載

※年金見込額

(1) 50歳未満

これまでの加入実績に応じた額

(2) 50歳以上

現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した額

(3) 61歳以上で年金受給権発生前

これまでの加入実績に応じた額

「ねんきん定期便」には、見方を記載したパンフレットを同封しています。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ〔年金等給付▼年金等給付の概要▼「ねんきん定期便」の送付〕に掲載しています。

●よくある質問

Q1　「ねんきん定期便」に老齢年金の見込額が記載されていません。

A1　年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。

50歳以上

・年金受給権発生年齢に達している
・年金を繰上げ受給している
・受給資格期間が120月未満

50歳未満・50歳以上共通

・過去の加入期間に重複している記録がある
・私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である

右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。

Q2　6月1日生まれの加入者の年齢到達月は何月ですか。「ねんきん定期便」はいつ届きますか。

A2　誕生日の前日が年齢到達日になります。よって、6月1日生まれの人は5月が年齢到達月になりますので、5月上旬に送付します。

Q3　51歳の加入者から「『ねんきん定期便』に記載のある年金額は、必ず受け取ることのできる金額か」と聞かれましたが、どのように回答すればよいですか。

A3　50歳以上の場合は、現在の標準報酬月額で60歳まで継続して加入したものと仮定して老齢年金の見込額を算出しています。

今後の制度改正や本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）により変化しますので、必ず受け取ることのできる金額ではありません。おおよその目安として参考にしていただくよう回答してください。

Q4　前月末で退職した人の「ねんきん定期便」が、学校法人等に送付されてきました。

A4　「ねんきん定期便」は送付月の前月に作成するため、資格喪失処理前に作成された場合は、在職者として学校法人等に送付します。お手数ですが、退職者に送付していただくか、本事業団に返送してください。

Q5　学校法人等を退職した後も「ねんきん定期便」は送付されますか。

A5　「ねんきん定期便」は、私立学校を退職した後は、本人が加入している公的年金制度の実施機関から、年齢到達月に自宅宛てに送付されます。他の実施機関から送付された「ねんきん定期便」にも、本事業団の加入経歴が記載されますので、確認するよう案内してください。

退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付掛金の払い込み実績にかかる付与額と利息の累計額及び明細等をお知らせするものです。「ねんきん定期便」の節目年齢通知に併せて送付しています。

●対象者

節目年齢の4か月前の加入記録で引き続く加入者期間が1年以上ある人

●通知内容

・退職等年金給付加入期間（月数）
・付与額累計額
・利息の累計額
・付与額と利息の累計額
・加入期間各月の明細（標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など）

●送付方法

・在職者は「ねんきん定期便」に同封し、学校法人等宛てに送付します。
・退職者（元加入者）は自宅宛てに送付します。

令和4年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター　相談班

ガーデンパレス（京都ガーデンパレスを除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。

参加費は無料ですので、ぜひ参加してください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止する場合もあります。

加入者向け説明会

日々の生活に役立つ私学共済制度を学びましょう

●内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。病気やケガをしたときの短期給付や老後の生活を支える年金等給付のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など加入者に役立つ情報をお知らせします。新しく加入した人から共済制度を一から知りたい人まで、幅広く参加できます。

●参加対象者

加入者及び事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

年金説明会

将来に備えて年金制度を学びましょう

●内容

退職後の生活を支える年金制度について説明します。

「年金っていつからもらえるの?」「いつ、どのような手続きをすればいいの?」など基本的な内容を、「ねんきん定期便」などを参考に、老齢の年金について分かりやすく説明します。

年金のことがまったく分からない人でも安心して参加できます。

※遺族厚生年金、障害厚生年金の説明はありませんので注意してください。

●参加対象者

加入者及びその家族、事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

●内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務への理解を深める機会にしてください。

●参加対象者

事務担当者

●開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送により申し込んでください。

学校訪問型説明会

学校法人等に講師を派遣します

●内容

共済業務課職員が、学校に直接訪問して、私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会などに活用できます。

詳細は、各共済業務課までお問い合わせください。

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011（222）6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022（299）6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03（3812）2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052（957）1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06（6393）9701	Present
中国四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082（262）1134	SunSunニュース
九州沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092（752）0651	そよ風

新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

私学共済制度のあらまし

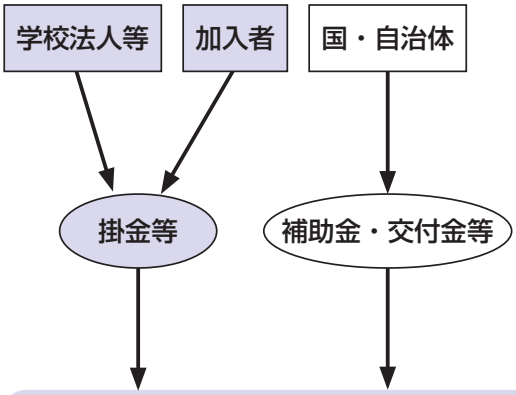

私学共済制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共済制度の三つの事業

短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

＊民間企業に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状況になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

※各事業の詳細は、私学共済ホームページをご覧ください。https://www.shigakukyosai.jp/

短期給付事業（健康保険）

医療機関等を受診したときの一般的な例

医療費のすべてを加入者・被扶養者が自己負担するのではなく、７割は私学事業団が医療機関等に支払います。このことを **療養の給付** といいます（現物給付）。

医療機関等の窓口で加入者証等を提示することにより、原則３割が自己負担となります。

医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動払いのため、**手続きは必要ありません。**

手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

●病気になったとき

療養費　**家族療養費**

やむを得ない理由により加入者証等を使えず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき（12頁参照）

移送費　**家族移送費**

転院等の際、症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

●休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産により休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより加入者が休業したとき

●結婚したとき

結婚手当金

加入者が結婚したとき

●出産したとき

出産費　**家族出産費**

※直接支払制度を利用しなかったときは請求が必要です。

●死亡したとき

埋葬料　**家族埋葬料**

●災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金　**家族弔慰金**

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき

※他にも私学事業団が独自に定めた付加給付、一部負担金払戻金があります。

お問い合わせの際には

私学共済制度に加入すると、所属学校単位に加入者番号を付番します。お問い合わせの際には、学校記号番号又は加入者番号を伝えてください。

なお、令和３年３月以降に発行された加入者証等には枝番が付番されていますが、照会の際に枝番は不要です。

加入者証の記号・番号の例

記号 １１　Ａ　９９９９　　番号 ９９９９９　枝番 ９９

（１１：県コード、Ａ：学種、９９９９：学校番号）

学校記号番号

（９９９９９：個人番号）

加入者番号

年金等給付事業

厚生年金保険給付

平成27年10月に被用者年金制度が一元化し、私学共済制度における年金の加入期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされ、私学事業団は当該期間にかかる厚生年金保険の給付を行う実施機関になっています。

退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により廃止された、共済年金の「職域部分」に代わる給付です。財政運営については積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式を採用しています。

給付の種類	概要	厚生年金保険給付	退職等年金給付
老齢・退職給付	生年月日や加入期間に応じて、一定の年齢に達したときや退職したときに支給されます。	老齢厚生年金、脱退一時金（日本国籍を有さず年金を受けられない人のみ）	退職年金、脱退一時金（日本国籍を有さず左記脱退一時金を請求している人のみ）
障害給付	加入期間中に初診日がある病気やケガで、障害認定日（原則初診日の１年６か月後）に障害等級（※）が１～３級に該当するときに支給されます。	障害厚生年金、障害手当金（障害等級３級の程度より軽い状態で一定の要件に該当したとき）	職務障害年金（通勤災害は対象外）
遺族給付	加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子　②父母　③孫　④祖父母です。	遺族厚生年金	職務遺族年金（通勤災害は対象外） 遺族一時金

※障害等級は障害者手帳と必ず一致するものではありません。

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助事業、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営し、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を８か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を８か所運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全に運用することで、有利な利率（※）で還元しています。
※年利　0.25％（半年複利）
　金融情勢の変動等により変更する場合があります。

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受け取れます。
税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットをいかした保険料で、死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。
１年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。

生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。
また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業

一般、教育、結婚、住宅、災害、医療・介護貸付の６種類の加入者貸付が利用できます。
加入者貸付の送金から償還金の払い込みまでのすべての手続きは、所属校を通して行います。

詳細は、「私学共済ブック 2022・2023」をご覧ください。
私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物〕でも閲覧できます。

共済業務に関する電話での相談サービス

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

お問い合わせの多い時期のため、共済事業本部への電話がつながりにくい状態となっていますので、お近くの共済業務課を利用してください。

受付時間：月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

共済業務課（直通）	札　幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙　台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大　阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広　島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福　岡ガーデンパレス	☎092(752)0651
共済事業本部（代表）		☎03(3813)5321

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日の午前中は大変混雑しております。また、連休明けも混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。お問い合わせは、お近くのガーデンパレス共済業務課も利用してください（17頁参照）。

積立貯金の前期募集が始まります 前期申出期間　４月26日(火)～５月25日(水)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きをしてください。なお、積立貯金のパンフレットは３月25日(金)に単独発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は福祉部貯金・貸付課貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ〔福祉事業▶積立貯金〕にも掲載しています。

●**制度のあらまし**

- **利率　年利0.25%**（半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります）
- **積立金額単位**　1,000円単位
- **積み立て方法**　（②のみの積み立てはできません）
  ①定時積立金　毎月の給与から積み立て
  ②臨時積立金　年３回、夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て
- **今回の申し込みによる積み立て開始時期**
  ６月の給与から〔払込期限は７月８日(金)〕

●**申し込み方法**（所定の用紙で申し込んでください）

- **新規加入**　「貯金加入申込書」
- **積立金額の変更**　「積立金変更申込書」
- **積立貯金の復活**　「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

●**送付先（積立貯金書類専用）**
〒101-8709　日本郵便（株）神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部　貯金係

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。任意継続加入者となるときも、加入者証・加入者被扶養者証等は新たに交付しますので、回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取ります。切断したり、テープで貼り付けたりせず、加入者証等のみ送付してください。報告書等を重複して受け付けする事故につながりますので、提出済みの報告書等の写しは添付しないでください。　**【業務部　資格課】**

令和３年度 特定健康診査にかかる健診結果データの提出期限

令和３年度分の健診結果の最終提出期限は、**５月13日（金）必着**です。この期限を過ぎると、健康情報冊子「QUPiO Plus(クピオ プラス)」を送付できません。期限までの提出にご協力をお願いします。**【福祉部　保健課】**

貸付けの申込締め切り日に注意してください

令和４年５月23日（月）送金分は４月28日（木）が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。　**【福祉部　貯金・貸付課】**

4 月の共済業務スケジュール

４日(月)	**貸付** 送金
６日(水)	**貸付** ３月分定期償還期限
８日(金)	**貯金** 払込期限（必着）
15日(金)	**貸付** 5月2日送金申し込み･任意償還申出締め切り
20日(水)	**貯金** 送金
22日(金)	**貸付** 送金
25日(月)	**貯金** 払戻・解約請求締め切り **積立共済年金** 脱退申出等締め切り
28日(木)	**掛金等** ３月調定分口座振替（自振校のみ） **貸付** ４月分定期償還口座振替(自振校のみ) **貸付** ５月23日送金分申込締め切り

5 月の共済業務スケジュール

２日(月)	**掛金等** ３月調定分納期限 **貸付** 送金
６日(金)	**貸付** ４月分定期償還期限
10日(火)	**貯金** 払込期限（必着）
13日(金)	**特健** 特定健診結果データ提出期限（令和３年度最終・必着） **貸付** 6月2日送金申し込み･任意償還申出締め切り

令和４年度　日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、以下のとおり令和４年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

●受験資格…平成５年４月２日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは令和５年３月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者
●採用予定人数…５名程度
●採用予定年月日…令和５年４月１日
（既卒者は令和４年度中に採用の場合あり）
●受験申込期間
令和４年４月１日（金）～５月６日（金）
●第一次試験（教養・作文）
令和４年６月26日（日）
●第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）
令和４年７月（予定）

【問い合わせ先】
総務部 人事課
☎ 03（3230）7884、03（3813）9518
Ｅメール　jinji@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスします。

●相談内容の例
①経営改善計画の作成支援
②管理運営、組織の活性化
③教育条件の比較・分析、④財務の分析・比較
⑤学生生徒等の確保、⑥人事政策・人件費の見直し
⑦収入の確保、経費の節減、⑧その他の課題
⑨専門家を活用した相談

●経営相談の申込書等について
◆大学・短期大学・高等専門学校法人
３月10日に電子窓口に掲載
◆高等学校・中等教育学校法人
３月10日に理事長宛てに送付

令和４年度において経営相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申し込み締め切り日：　令和４年４月15日（金）

【私学経営情報センター　経営支援室】
☎03（3230）7826・7828
Ｅメール　shien@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和４年４月は、「令和３年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告」について等を掲載します。

【助成部　補助金課】
☎03（3230）7300~7314
Ｅメール　hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7846~7848
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

令和３年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト〕に掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

【私学経営情報センター　経営支援室】
☎03（3230）7829・7830
Ｅメール　shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL & BANQUET 福岡ガーデンパレス

〒810-0001　福岡市中央区天神4-8-15　☎092(713)1112(代表)
福岡空港･JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、東１ｂ番出口から徒歩８分。
「西鉄福岡(天神)」駅下車、徒歩10分　https://www.hotelgp-fukuoka.com

お部屋で安心＆快適！ ６種類の中から選べる夕食　部屋弁プラン

福岡で観光を楽しんだ後は、お部屋で夕食（福岡を代表する老舗「島川本店」のお弁当）をご賞味ください。

１泊２食(２名１室／２名様)ツインルーム 14,800～20,700円

取扱期間：通年
※お弁当は18:00から21:00までのご希望の時間にお部屋にお届けします。
※２名様から承ります。
※福岡市宿泊税200円が別途必要になります。

老舗「島川本店」のお弁当（イメージ）

箱根 対岳荘（たいがくそう）

〒250-0405　神奈川県足柄下郡箱根町大平台312　☎0460(82)2094
JR「小田原」駅･箱根登山電車「箱根湯本」駅からバスで「大平台」下車、徒歩２分。
箱根登山電車「大平台」下車、徒歩５分

味彩（あじさい）プラン

新緑が美しい「箱根強羅公園」では、春の花々も見ごろを迎えています。散策後は、対岳荘自慢の旬の食材を使用した会席料理と源泉掛け流しの温泉をお楽しみください。

１泊２食(２名1室／１名様)平日　13,500円～

取扱期間：通年(年末年始を除きます)
※土曜、祝前日、繁忙期は14,000円～
※日帰り温泉もご利用いただけます。ご利用の際はお問い合わせください。

箱根強羅公園

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和４年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ **融資率の優遇**

園舎等の建築、土地購入　事業費の80%以内 → **95%以内**
園舎等の改修　事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ **資産査定額の優遇**

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧になるか融資部融資課までお問い合わせください。
※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■主な事業と融資金利（令和４年３月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	６年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年％ 1.10	年％ 0.70	年％ 0.50	年％ 0.44
寄宿舎などの建築・用地取得	1.20	0.80	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.33

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
融資部融資課　☎03(3230)7862～7868
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

月報私学　４月号(VOL.292)令和4年4月1日発行
編集･発行　日本私立学校振興･共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12　☎03(3230)7809～7811（企画室）

（禁無断転載）